

加古川市 性の多様性の尊重に関する取組方針(案)に関するパブリックコメント
寄せられたご意見及び本市の考え方

No.	該当項目	頁	ご意見の内容	本市の考え方	修正
1	3 具体的な取組(1) ① LGBTQ+ 専門相談体制の充実	P2	専門相談体制実施について、市民への情報発信・周知方法はどのようにお考えですか。	広報かこがわや市ホームページ、SNSなどによる情報発信のほか、チラシを作成し、学校や公共施設等で配布や掲示を行うとともに、支援団体に情報提供するなど、広く周知に努めてまいります。	無
2	3 具体的な取組(1) ② (仮称)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入	P2 参考 P1~3	指針においては、「(仮称)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」の内容についての詳しい記述はありませんが、参考資料「(仮称)加古川市 パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の概要(案)」によれば、『一方又は双方がLGBTQ+に該当するお二人が、「パートナーシップ関係」であることを市に届け出た場合に、市が対象者の要件を満たしていることを確認のうえ、届出を受理したことを公的に認める制度』であり『根拠例規は「要綱」とあります。しかしながら、行政手続き上、届出とは法令(例規)を根拠として報告が義務付けられたものであり、内部規範である要綱により届出を受けることには違和感があります。だからこそ、積極的に条例化して根拠を明確にしている自治体を除けば、多くの自治体では、(実際には届出と同様の手続きであっても)あえて宣誓制度という形式を取り、当事者の宣誓を行政として確認し、確認したという事実(あるいは当事者が宣誓したこと)を証明するという手続きを取っています。また、そういう法制的な構造は抜きにしたとしても、届出の受付、要件審査、受理、受理の公証という手続きは、いかにも上意下達的な感じがして、人権を守るべき制度としては優しさを感じられません。そうした政策意図、制度設計が、指針中の『市が公的に認める「(仮称)ファミリーシップ届出制度』という表現にもつながっているように思います。当事者の関係は、市が公的に認める、認めないというようなものではないと思います。	「(仮称)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」という名称については、他自治体において「宣誓制度」や「パートナーシップ制度」など様々な名称を採用されていることは認識しております。本市においては、ご意見にもありますように、宣誓制度における実際の手続きは届出とほぼ同様であることを本市に対して「宣誓」いただく必要はないことに勘案して、手続き内容が分かりやすいように「届出」という表現を採用しています。ご意見のとおり、パートナーシップ又はファミリーシップを形成されている人の関係については、第三者が認める、認めないというものではないかもしれませんが、LGBTQ+の人々が抱える困難や生きづらさの解消に少しでもつながるよう、本市として、希望される方に対し、その関係性の届出を受理したことの証明書を交付するものです。優しさを感じられない制度とならないよう、表現については今後の検討課題といたします。	無

加古川市 性の多様性の尊重に関する取組方針(案)に関するパブリックコメント
寄せられたご意見及び本市の考え方

No.	該当項目	頁	ご意見の内容	本市の考え方	修正
3	3 具体的な取組(1) ② (仮称)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入	P2 参考P2	外国人も対象であることから、「氏名」という表記について「氏名(名前)」としてはいかがでしょうか。	(仮称)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度については、ご意見のとおり外国人も対象です。しかしながら、本制度に限らず、本市の他の行政手続に関しても同様であり、統一的な対応が望ましいと考えられます。そのため、いただいたご意見については今後の検討課題とし、制度や手続について、外国人に対しても分かりやすい説明に努めてまいります。	無
4	3 具体的な取組(1) ② (仮称)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入	P2 参考P1	「3 対象者の要件 (6)」の項目中、民法第734条及び第735条の規定について、これだけでは何を指すかわからないので、脚注など説明が必要ではないかと思ます。	いただいたご意見を踏まえ、「双方が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない関係でないこと」という表記について、「双方が近親者でないこと(養子縁組によって近親者となった者を除く)」に修正いたします。	有
5	3 具体的な取組(1) ② (仮称)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入	P2 参考P3	「11 受理証明書の提示により新たに対象となる行政サービス(案)」の中に例示がないのですが、他市では「住民票の続柄を縁故者とすることができる」という例示が見られ、検討していただきたいと思ます。	いただいたご意見を踏まえ、住民票の続柄の「縁故者」への変更については、他自治体の事例を調査し検討してまいります。	無
6	3 具体的な取組(1) ④ LGBTQ+の人々に配慮した対応の検討・実施	P3	災害時にLGBTQ+の人々に配慮した対応について、具体的にどのようなことをご考ですか。	災害時においては、誰もが被災者であり、混乱が予想されるため、全てに十分に対応することは困難ですが、本人の希望に基づく救援物資(衣類等)の配布、パートナーも含めた家族としての避難所への受入れなど、性の多様性を認識し、LGBTQ+の人々に配慮した災害時の対応について検討してまいります。	無

加古川市 性の多様性の尊重に関する取組方針(案)に関するパブリックコメント
寄せられたご意見及び本市の考え方

No.	該当項目	頁	ご意見の内容	本市の考え方	修正
7	3 具体的な取組(2) ② 子どもに向けた取組	P3	子どもに向けた取組の中で、子どもが悩んだ時の相談しやすい環境を整える事について、相談体制の充実は具体的にどのようにお考えですか。	LGBTQ+専門相談の案内チラシを学校内に掲示し、相談先の周知を図るとともに、日頃から性の多様性を尊重した教職員の言動や授業づくり等により、安心して教職員に相談できる環境を整えてまいります。さらに、相談があった場合は、相談者の意向に充分配慮した上で、適切な関係機関と連携し、きめ細かな対応を図ってまいります。	無
8	3 具体的な取組(2) ② 子どもに向けた取組	P3	「②子どもに向けた取組」の本文中、第2段落、第4段落の内容は、確かに子どもに向けた取組だと思いますが、第1段落、第3段落の内容は、「子どもに向けた」というより「子どものため」の取組、「子どもを守るため」の取組であり、翻ってみれば「学校、教職員に向けた取組」です。これらは明確に分け、特に学校、教職員に向けた取組をしっかりと書き込むべきだと思います。 すなわち、性的マイノリティ当事者が自らを自認し、様々な困難さを感じ始めるのは学齢期である場合が多いことを考えれば、児童・生徒を守るために学校や教職員が果たすべき役割は非常に重要であり、指針の中で、市長が教育委員会に求める取組(学校・教職員に向けた取組)を明確にすることが肝要であると思います。	いただいたご意見を踏まえ、「②子どもに向けた取組」のうち、「教職員に向けた取組」を「①市職員・教職員に向けた取組」に分けて記載することとし、次のように修正いたします。 「①市職員・教職員に向けた取組」 市職員が性の多様性を尊重した視点で行政サービスの提供や施策の立案ができるよう、全ての市職員を対象とした研修を実施します。また、市職員が正しい知識を身につけ、窓口対応等をはじめ職場で適切に対応できるよう、市職員向けガイドラインを作成します。 教職員が正しい知識を深め、性の多様性を踏まえて児童生徒に適切に対応できるよう、全ての教職員を対象とした研修を実施します。 「②子どもに向けた取組」 児童生徒が性の多様性を認め合うことができるよう、自分らしく過ごせる居心地の良い環境づくりや授業づくり等に努めます。 性の多様性に関する情報を児童生徒が入手しやすいよう、校内へのチラシ等の掲示や書籍の配架に努めます。 LGBTQ+の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、相談しやすい環境を整えるとともに、校内外での連携を進め、当該児童生徒の意向に配慮したきめ細かな対応に努めます。 子どもを対象とした性の多様性に関する啓発を進めるため、啓発リーフレット等を作成し、配布します。	有

加古川市 性の多様性の尊重に関する取組方針(案)に関するパブリックコメント
寄せられたご意見及び本市の考え方

No.	該当項目	頁	ご意見の内容	本市の考え方	修正
9	3 具体的な取組(2) ④ 事業者等に向けた取組	P4	事業者に向けた取組で、病院の医師が家族への説明をする時にパートナーが断られることがあります。理解と協力を求める医療機関等とは、どのような医療機関をお考えですか。	病院・診療所を中心に市内の医療機関に対し、(仮称)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について周知し、本制度の利用者が家族としての取扱いが受けられるよう協力を要請いたします。	無
10	3 具体的な取組(2) ④ 事業者等に向けた取組	P4	事業者に向けた取組で、当事者が住宅を申し込む時に断られる事がありますが、不動産業者に対して取組はどのようなことをお考えですか。	不動産業者が所属する関係団体を通じて、(仮称)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について周知し、本制度の利用者が家族としての取扱いが受けられるよう協力を要請するとともに、性の多様性の尊重について機会をとらえて啓発を行ってまいります。	無
11	その他	—	今回のパブリックコメントの対象は、「加古川市 性の多様性の尊重に関する取組方針(案)」ですが、既に「(仮称)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の概要(案)」も作成されているのならば、参考資料に留めるのではなく、方針に基づき運用される制度についても明確に対象としてパブリックコメントを実施し、広く市民、当事者等に意見を聞いたうえで、制度、施策に反映させるべきだと思います。	本市では、他自治体とは異なり、(仮称)パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度については、新たに策定する「性の多様性の尊重に関する取組方針」に基づく取組として位置付けて導入しようと考えております。そのため、「性の多様性の尊重に関する取組方針(案)」とあわせて本制度についても、パブリックコメントの対象としてご意見を募集してまいりました。しかしながら、公表した案件名や資料名称により本制度がパブリックコメントの対象ではないという誤解を与えてしまったものと考えております。 いただいたご意見については、今後の事務の参考にさせていただきます。	無
12	その他	—	性的マイノリティに関する政治家等の差別発言が相次ぐ一方、それを批判的にとらえる市民の意識が高まりつつある中で、今回の提案は市の方向性を明確にする、非常に大切なものだと考えます。この制度の導入によって、性的マイノリティの人々の命や人権に関わる重大な課題だという認識をさらに多くの市民に共有してもらいたいと願います。	LGBTQ+の人々を取り巻く社会的制約や不利益の解消につなげ、誰もが自分らしく生きることができるよう、新たに策定する「性の多様性の尊重に関する取組方針」に基づき、取組を進めてまいります。	無